別記第９号様式（第８第２項関係）

林第　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　 様

和歌山県知事　　　　　　　　 　印

令和　　年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金の交付決定及び額の

確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで提出のあった紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付申請について、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号）第５条及び第１４条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をしましたので通知します。

記

１．補助金の交付決定及び額の確定額

|  |
| --- |
| 金 円 |

２．補助金の交付条件

（１）補助事業の執行にあたっては、規則及びこの要綱の定めるところに従うこと。

（２）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（３）知事は、紀州材の利用を幅広く周知することを目的として、必要に応じ、補助対象者が実施した補助事業の内容に係る情報について提供を求めるとともに、その一部又は全部を公表する場合があること。